

栃木県高圧ガス容器 管理指針

目 的

第1条 この指針は、高圧ガス保安法(昭和26年 法律第204号 以下、「法」という。)の目的に基づき、高圧ガス容器の適正な管理と高圧ガスの安全な消費を確保することで、高圧ガス容器による災害の発生を防止することを目的とする。

対 象

第2条 この指針は、法第41条に規定する容器(内容積1リットル以上の容器。以下「高圧ガス容器」という。)を使用し高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費を行う者及びこれらに関する団体を対象とする。

定 義

第3条 この指針において、法の例によるほかは次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 供給事業者 県内において高圧ガスの販売を事業とする者をいう。
- 2 消費事業者 県内において高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。
- 3 不明容器 容器所有者、内容物、消費者のいずれかが不明である高圧ガス容器をいう。
- 4 関係団体 一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会及び高圧ガス消費事業者で組織する団体等をいう。

供給事業者がとるべき措置

第4条 供給事業者は、法の順守に加え、次の措置をとるよう努めるものとする。

- 1 高圧ガス容器の受入及び引渡台帳を備え、常に自らの取り扱う高圧ガス容器の管理を行うこと。
- 2 高圧ガス容器は、表示等によりその所有者を明確に識別できるようにすること。
- 3 高圧ガスの販売に当たって、高圧ガス容器は貸与することを原則とし、その旨を消費事業者に必ず説明すること。
- 4 1年に1回以上、消費事業者における高圧ガス容器の管理状況を調査、確認すること。
- 5 使用済み高圧ガス容器の回収は速やかに行うこと。また、高圧ガス容器は原則として、1年以上継続して同一消費事業者に滞留させないこと。
また、高圧ガスの不明容器の回収に当たっては、別に定める「高圧ガス容器回収ハンドブック」に従い適正に処理すること。
- 6 関係団体への加入等により保安に関する最新情報の入手に努めること。

消費事業者がとるべき措置

第5条 消費事業者は、法の順守に加え、次の措置をとるよう努めるものとする。

- 1 高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払状況を管理すること。
- 2 高圧ガスに関する保安管理組織を設け、高圧ガス管理責任者を選任すること。
- 3 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、作業開始時及び作業終了時に管理状況を適切に管理すること。
- 4 使用済み高圧ガス容器は、速やかに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上滞留させないこと。
- 5 高圧ガス容器を使用した後は、容器置場等で貯蔵を行うことを徹底し、車両等に積載したままにしないこと。
- 6 事故発生時の緊急連絡体制をあらかじめ設け周知すること。

供給事業者、消費事業者双方がとるべき措置

第6条 供給事業者及び消費事業者の間で、供給する高圧ガス容器の量について十分協議を行うよう努めること。

関係団体がとるべき措置

第7条 関係団体は、次の措置をとるよう努めるものとする。

- 1 高圧ガス容器の適正な取扱いについて、高圧ガス供給事業者並びに高圧ガス消費事業者に対し啓発、周知を行うこと。

附 則

- 1 この指針は、平成27年7月1日から施行する。



こんな時は…

高圧ガス容器が不要になったとき

高圧ガス容器の盗難があったとき

放置された容器を見つけたとき



お取引のガス供給業者・ガス販売店へご連絡ください。



お問い合わせ先

販売店

住所

電話番号

担当者

栃木県高圧ガス容器

管理指針

指針に従って、容器を適正に管理しましょう

を策定しました



栃木県マスコットキャラクター
とちまるくん

高圧ガス容器は、私たちの身近な場所で使用されるものもあり見慣れた存在ですが、実は危険性も持ち合わせています。容器を適正に管理しないと、事故につながる恐れがあります。周りに不適切な状態の高圧ガス容器がないか確認してみましょう。

1年以上
置いたまま
の容器

所有者が
明確でない
容器

こんな容器は**危険**です!

中身が不明
の容器

設置場所が
不安定
な容器